

ウェブ みやぎ

第37号

2018. 3月号

Webみやぎ(第37号)

発行所／建設連合 宮城県建設組合
〒980-0802 仙台市青葉区二日町16番1号
二日町東急ビル5F
TEL.022-264-4221 FAX.022-265-9460

平成30年4月分からの保険料は、

医療費給付費に掛かる保険料は据置で介護保険料は100円値上がりになります。

【重点事項】

④第三者行為求償事務

⑤ジェネリック医薬品の使用促進

⑥柔道整復師等の療養費の点検

①新規加入の適正化：引き続き新規加入の際に、就労状況の確認を徹底し組合員資格の適正化を図る。

②組合員資格の再確認：保険証の更新に合わせた、組合員資格の再確認の実施。

③止めどなく増え続ける医療費の抑制策としての制度

②保険者の実施義務が法定化

③平成20年度にスタート、平成30年

度は6年を1期とした第3タームの

スタートとなる節目の年

④平成30年度の当国保組合の目標は

特定健診受診率↓50%

特定保健指導実施率↓20%

⑤平成30年度から全保険者の特定健診・特定保健指導の実施率が公表さ

れる

【データヘルス計画】

特定健診の結果及びレセプトデータにより分析を行い、被保険者の健康度や疾病状況を確認した結果、受診率、医療費総額が最も高い疾病は『高血圧性疾患』であり、特定健診受診者のうち、約4割が高血圧リスクを保有している現状である。

高血圧を放置した場合、動脈硬化の進行や腎機能の低下により脳卒中や心筋梗塞を引き起こすとされるとから、高血圧対策を喫緊の重点課題として、高血圧リスク保有者にも拘らず医療機関への受診をしていない被保険者に対し、医療機関への受診を奨励し、生活習慣病の重症化予防を図ることとする。

【医療費の適正化】

①レセプト点検

②医療費通知

③資格喪失後受診

【保険給付の制度改正】

①平成30年度4月から、入院時食事療養費及び65歳以上の入院時生活療養費の標準負担額の変更

②平成30年8月から、高額療養費及び高額介護合算療養費の自己負担限度額の変更

【特定健診及び人間ドック等】

②保険者の実施義務が法定化

③平成20年度にスタート、平成30年

度は6年を1期とした第3タームの

スタートとなる節目の年

④平成30年度の当国保組合の目標は

特定健診受診率↓50%

特定保健指導実施率↓20%

⑤平成30年度から全保険者の特定健診・特定保健指導の実施率が公表さ

れる

補助金の実費補助分を
11,000円から
2,700円に引き上げる



【平成30年度の保険料】

年齢／保険料区分	健康保険料
19歳以下	9,500円
20歳以上24歳まで	12,500円
25歳以上29歳まで	14,500円
30歳以上39歳まで	16,000円
40歳以上49歳まで	17,000円
50歳以上74歳まで	18,000円
家族保険料 (1歳未満児を除く6名まで)	5,400円
介護保険料 (40歳から64歳まで)	2,700円

※平成30年度は、介護保険料が変更になります。

①出産費支払資金貸付事業の廃止
出産育児一時金直接支払制度が浸透し、過去5年間貸付の実績がないため、平成30年3月31日をもって廢止とする。

資格の再確認について

建設連合国民健康保険組合では
2年に1度の保険証更新時に
資格の再確認調査を実施します。

調査では、個人事業主及び一人親方の皆様は、客観的証拠書類として「平成29年確定申告B」のコピーを提出していただきます。

個人事業所にお勤めの従業員の方は、事業主の証明がある雇用証明書と源泉徴収票を提出していただきます。

確定申告を行う場合は★印の部分を必ずご確認の上申告をお願いします。

★職業欄に業種を記入しているか

※職業欄を「建設業」と申告した場合、当組合の加入資格30業種に当てはまるかが確認できませんのでご注意ください。

★申告書に税務署の受付印が押されているか

※電子申告の場合は電子申告を終了した証明書も併せて添付してください。

※郵送で確定申告をする際は本人控えも一緒に送付し、返信用封筒を同封することで受付印の押された控えが手元に戻ってきますので、そのよう手手続きしてください。

書類の提出ができる場合、当国保組合の加入資格が無いと判断され保険証の更新する事ができなくなります。

【お問い合わせは】

建設連合国民健康保険組合

宮城県支部



建設連合・東北地区
労働保険振興会からのお知らせ
年度更新の
手続きを忘れない！

4月は労働保険（労災保険・雇用保険）の平成29年度確定保険料申告と平成30年度概算保険料申告の時期です。

建設工事に掛かる現場労災・建設業を営む事務所や工場等に従事する職員に掛かる事務所労災及び雇用保険料の算定に必要な書類をお送りします。指定期日までご提出をお願いします。

なお、一人親方等労災保険と中小事業主等労災保険に特別加入されている方で給付基礎日額変更及び脱退をされる方は届が必要です。
当振興会までお早めにご連絡ください。「平成30年3月20日」までお願いします。

【連絡先】

電 話 022-264-4221
FAX 022-265-9460



事業主のみなさま ～労働保険の加入手続きはお済みですか～

労働者（アルバイトを含む）を一人でも雇っている事業主は労働保険（労災保険・雇用保険）に加入する義務があります。まだ労働保険の加入手続きをとられていない事業主の方は、

建設連合・東北地区労働保険振興会

電話022（264）4221までご相談ください。



馬場 亨 法律事務所
弁護士 馬場 亨

法律豆知識

今回のテーマは

『宅建業者の仲介手数料(報酬)』について

宅建業者が不動産（土地・建物）の売買を仲介するに当たり、目的不動産に瑕疵があつたり、抵当権が設定されたりしているのに、これを知りながら故意に隠したり、または、仲介業者としてなすべき注意をすれば容易にわかることであるのにこれを怠つて、買主に契約をさせた。

しかし、後日、物の瑕疵や権利の瑕疵が発覚して契約が解消された場合、それでも仲介業者は仲介手数料を請求できるか、あるいは、既に受け取つた場合仲介手数料を返還しなければならないだろうか。

過去の判例に次のような例がある。

売主側で説明をしたもののが虚偽の説明で買主が錯誤に陥つており、売主が将来紛争になることをおそれて契約を進めることに躊躇を示したに

も、かかわらず、仲介業者は強引に契約を締結させた。



れた場合、契約締結の過程で無効あるいは取り消しの原因となる行為をしたり、あるいはこれに加担した仲介業者は仲介報酬金を取得し得ない。仲介報酬金は・・仲介の成功に対して支払われる対価であり、売買契約が契約締結過程における仲介者の行為により瑕疵あるものとしてその効力を生ぜず、あるいは取り消された場合には、右瑕疵につき責任のある仲介者は仲介に成功したとはいえない」（判例時報856号、63頁）

『共有不動産の管理費用負担』について

AとBが不動産を共有していたとする。Aがこの不動産の管理のために、修理費や水道・光熱費などと支出した場合、この費用をBに請求できるだろうか。この共有状態が相続によって発生したときはどうだろう。

民法898条によれば、「相続人が数人あるときは、相続財産は、その共有に属する」とされている。だから、この場合も共有の規定に従うことになる。

そこで、共有の規定を見ると、民

法253条1項には「各共有者ハ其持分ニ応シ管理ノ費用ヲ拵ヒ其他共

組合員の方で、事件事故などに巻込まれて弁護士事務所にご相談を必要とする場合には、馬場 亨 法律事務所へご相談下されば幸いです。

るいは取り消しの原因となる行為をしたり、あるいはこれに加担した仲介業者は仲介報酬金を取得し得ない。仲介報酬金は・・仲介の成功に対しA・Bは費用を負担し合うことになりますので、AはBに対し、Bの持分割合が2分1ならば、費用の半分を請求することができるということになります。

では、共有物の管理のために、Aが労働を提供した場合、賃金相当額の半分をBに請求できるだろうか。

労働を金銭評価して請求を認めないと公平に反するようと思うが、これを論じた文献は見当たらないようである。労働の時間管理をどうするか。単価はどうか。これらをどのよう評価するかも難しい。疑問なところである。

仙台市青葉区三番町2丁目10番26号
1103号室

馬場 亨 法律事務所
弁護士 馬場 亨

電話 022(266)3976
FAX 022(266)3916

※長期にわたり連載してまいりました『法律豆知識』は、今回をもって終了いたします。ご協力をいただきました弁護士 馬場 亨 先生には誌面をお借りして厚く御礼を申し上げます。

従つて、共有持分の割合に応じて、A・Bは費用を負担し合うことになりますので、AはBに対し、Bの持分割合が2分1ならば、費用の半分を請求することができるということになります。

建設連合・宮城県建設組合からの『お知らせ』

小規模企業共済に加入して 『節税』や『事業廃業』や『後継者への 事業の移譲』後の備えを考えませんか?

今月は確定申告の時期です。既に、申告を終了した組合員も多いと思います。『小規模企業共済』に加入していれば『節税』がと思われた方必見です!

建設連合・宮城県建設組合では、母体組織である(一社)日本建設組合連合が、独立行政法人中小企業基盤整備機構が運営する『小規模企業共済』の加入業務委託の承認を受けました。このことで、建設連合・宮城県建設組合では加入推進キャンペーンを行っています。

この制度は、個人事業主(共同経営者含む)または一人親方が廃業や退職経営移譲された場合に備えて、生活の安定や事業の再建を図るために資金をあらかじめ準備しておく共済金制度で、いわゆる事業主の為の退職金制度となっています。

掛金は、月額1,000円~70,000円(500単位)の範囲で自由に選択でき、加入後も増減額ができます。

支払い方法も「月払い」「半年払い」「年払い」とご自身に見合った方法から選ぶ事ができます。

メリット⇒掛金全額が『小規模企業共済等掛金控除』として、課税対象所得から控除されます。長期納付する事により共済金額や節税額に恩恵が受けられます。

デメリット⇒長期納付する事により恩恵が増える制度上、短期間での廃業や退職の場合は6か月以上納付されなければ掛捨てとなり更に任意で解約した場合は20年以上納付されなければ共済金額が元本割れを起こしてしまいます。

[受取方法]事業廃業時または、事業を後継者に移譲若しくは退職時に受け取ることができ、満期や満額、年齢による制限等はございません。

[加入方法]当組合にお問合せいただき、加入申込書をお取り寄せください。必要事項を記入し、各金融機関で預金口座振替申出書のお手続きを行い、当組合窓口に申込書と確定申告のコピー又は開業届等のコピーを提出してください。

詳細については

建設連合・宮城県建設組合へお問い合わせ下さい。

建設連合国民健康保険組合に加入できる資格は、個人事業主、又は個人事業主の事業所に勤務する従業員数が五人未満の従業員です。
従つて、法人に勤務する従業員は加入できません。

●各種申請やご不明な点があれば、
支部へご連絡ください。営業時間は
平日午前9時から午後5時までです。



ホームページアドレスは
<http://miyagi-kensetu.bfweb.jp/>

◀ 携帯版のQRコードもご利用下さい。



平成30年度特定健康診査集団健診の開催日決定しました。

▽第1回	平成30年4月8日
▽第2回	平成30年7月8日
▽第3回	平成30年10月14日
▽第4回	平成31年1月27日

各々開催日は日曜日に行います。
開催場所…医療法人社団 進興会
せんらい総合健診クリニック

※個人負担なしの特定健康診査に加

平成30年度特定健康診査集団健診のお知らせ

お知らせ

建設連合・宮城県建設組合からの
平成30年度特定健康診査集団健診の開催日決定しました。

え、各種オプションをリーズナブルな追加料金で受診できます。お送りした受診案内をご覧下さい。組合員ご家族の皆様の受診をお待ちしております。

MRI・CT等をご希望の方へ

平成30年度も建設連合国民健康保険組合宮城県支部では「マンモ・子宮がん健診等の婦人科健診、MRI、CT健診」をご希望の皆様に対しても、健康保険に入っている組合員及びご家族の皆様限定の健診をせんらい総合健診クリニックのご協力で特別料金で受診できます。ご希望の方は支部までご連絡ください。

※【注意】40歳未満の方は、集団健診かそれ以外の健診かどちらか1回の補助となります。
集団健診を本年受診される方は、補助の対象にはなりませんが受診は実費負担で可能です。

国保保険料
(組合費含)は
毎10日
が納期です

保険料(組合費含む)は期日までに

保険料(組合費含む)は毎月10日までに納入することになっています。
納入が確認できないときは、保険給付や保険事業による補助を受けられない場合があります。

建設連合・宮城県建設組合の
ホームページのご案内
ちよつとした確認やご紹介者へ
当組合の案内などにぜひご利用下さい。

ホームページアドレスは
<http://miyagi-kensetu.bfweb.jp/>